

## 人権尊重のまちづくりの推進

## ✿ 現状と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重や人権擁護に向けての取組が進んでいます。人権は、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくため各人が持っている固有の権利で、日本国憲法にも基本的人権として定められ、保障されているものです。

本市では、2010(平成22)年に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を定め、その理念を具現化するものとして「飯塚市人権教育・啓発実施計画」、その後「第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定、2018年(平成30年)4月には、個別の差別解消に向けた法の理念にのっとり、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、人権尊重社会の実現に向けて人権教育・啓発の推進に取り組んできました。

しかしながら、依然として、社会生活のあらゆる局面において、部落差別問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権問題が生じており、近年では、社会情勢の急激な変化や国際化、価値観の多様化、情報化の進展などを背景に、インターネットによる人権侵害や性的マイノリティー(少数者)に対する新たな人権問題も発生するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。このようなことから、人権教育及び啓発のより一層の充実を図り、市民一人ひとりの人権が大切にされる、人権尊重のまちづくりを積極的に推進していく必要があります。

さらに、就学前教育及び学校での人権学習のほか、家庭や地域においても、人権を大切にする、豊かなこころを育てていくことが重要なため、人権啓発センターを中心に地区交流センターも含めた啓発活動の充実が求められています。

そのような中、2019(令和元)年度に実施した飯塚市人権問題市民意識調査の結果を踏まえ、2021(令和3)年3月には「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を改定しました。それに基づいた「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

## ✿ 施策の方針

人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進し、市民一人ひとりの人権が真に尊重されるまちづくりを推進します。

## ✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成 27) 年		目標値 2026 (令和 8) 年
人権教育・啓発の講演会等参加者数	10,783 人	≫	13,000 人
人権教育・啓発講演会等の内容を理解している参加者の割合	69.2%	≫	90.0%

## ✿ 施策を実現するための基本事業

## 施策 1-1 人権尊重のまちづくりの推進

施策を実現するための基本事業

## 1 人権教育・啓発の推進

学校や社会教育の場はもとより、あらゆる場、あらゆる機会を通じた人権教育及び啓発活動を推進するとともに、人権教育の指導者や地域指導者の育成に努めます。

## 2 人権尊重のまちづくりに向けた総合的な取組の推進

さまざまな人権問題に幅広く対応し、人権尊重の視点が反映されるよう、全庁的かつ総合的な人権施策を推進します。

また、健康で文化的な生活の実現に向けての生活環境改善や教育・就労の分野での残された課題の解決に向け、これまでの特別対策の成果を踏まえ、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、一般対策での積極的な実施に努めます。

## 3 人権擁護施策の推進

個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・支援機能の充実を図るとともに、分野ごとの相談・支援体制の連携に努め、各種の相談機関や公的支援制度との連携・協力関係を図り、総合的かつ効果的な相談・支援に取り組んでいきます。

## 4 隣保館運営事業

市内の人権啓発センターでは、福祉の向上や人権啓発を目的に市民交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、生活の相談事業や人権問題解決のため各種講座の開催、人権啓発活動事業、高齢者生活支援事業等を実施するとともに、広く市民への事業の周知に努めます。

## 5 関係機関、団体等との連携体制の促進

国・県及び地域、学校、企業など、人権問題に関する取組を実施している各種関係機関・団体等と連携し、推進体制の充実を図ります。



人権教育・啓発講演会

## 男女共同参画の推進

## ✿ 現状と課題

少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくためには、男女がお互いの人権を尊重し、職場、学校、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

本市においても、2021(令和3)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担の考え方を否定する割合が前回調査に比べ多く、男女の意識は確実に変化しています。しかし、性別による固定的役割分担を否定する割合は女性に比べて男性の方が低い傾向は続いています。

また、男女共同参画についての関心度は前回調査より増加していますが、関心のない人も未だ4割強います。

このため、本市では、「男女共同参画社会」を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するうえで基本となる「飯塚市男女共同参画推進条例」及び「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」に掲げる施策をより一層推進していく必要があります。

特に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、男女が共に対等な立場で責任や義務を担い、あらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」を確立するためには、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、女性の参画が少ない分野での積極的な登用や実効性のあるワーク・ライフ・バランス<sup>(※1)</sup>を推進していく必要があります。

また、男女の人権の尊重やあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女共同参画推進センターを拠点としたさまざまな活動を工夫しながら展開することが必要です。

## ✿ 施策の方針

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを推進します。

## ✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成27) 年		目標値 2026 (令和8) 年度
市の目標審議会等 <sup>(※2)</sup> 女性委員の割合	31.3%	≫	40.0%～60.0%
地方自治法第202条の3に基づく市の審議会等女性委員の割合	28.1%	≫	40.0%～60.0%
性別による固定的役割分担の考え方を否定する市民の割合	58.9%	≫	75.0%
地域活動の場で、男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合	27.6% (2021 (令和3) 年度)	≫	50.0%

## ✿ 施策を実現するための基本事業

## 施策 1-2 男女共同参画の推進

## 施策を実現するための基本事業

## 1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、性別によって生き方や働き方が制限されることなく、その個性と能力が十分に発揮されるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。

## 2 あらゆる分野における女性の活躍推進

男女がともに様々な分野に参加し、対等な立場で参画できるための環境整備や、自らの意思によって女性が職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるようにするため、長時間労働の削減等の働き方の改革や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民、事業者等への取組を進めます。

## 3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に家庭生活や地域活動に主体的に参画し、健康で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。また、女性に対するあらゆる暴力の防止などの啓発に取り組むとともに、相談事業の充実を図り、相談者の実情に応じた支援を行います。



男女共同参画推進事業

(※1)ワーク・ライフ・バランス：個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

(※2)目標審議会等：地方自治法第202条の3に基づく審議会等と市民参画による審議会等を併せたもの。



## 協働のまちづくりの推進

## ✿ 現状と課題

地方分権の推進、少子高齢化、核家族化の進行や地域における連帯意識の希薄化など、社会環境が大きく変化する中、市民は多種・多様な価値観やニーズを持つようになっていきます。

また、本市においても自治会加入世帯の減少が課題となる一方、安全・安心な暮らしを守る地域コミュニティの役割の重要性がますます高まっています。

地域に根ざした具体的な事業や施策を推進する上で、最も重要な役割を担っているまちづくり協議会の活動拠点や地域づくりの拠点施設として、2018(平成30)年4月より12地区すべての公民館を交流センター化し、併せて、自主運営が可能となる取り組みを進め、多様なまちづくりの一層の推進を図っています。

本市では、市民・地域・市それぞれが、お互いの特徴をいかにしながら、協力・連携しあうまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本となるルール、役割を明確に定めた「飯塚市協働のまちづくり推進条例」を2020(令和2)年3月に制定しました。この条例により、活動に関わる方々の信頼の輪を広げ、地域課題を自ら解決できるような市民の力、地域の力の醸成につなげていく必要があります。

## ✿ 施策の方針

まちづくりの様々な場面において市民参画を促し、市民等、地域活動団体（自治会、まち協等）、市民活動団体（NPO、ボランティア団体等）及び市の協働による活力ある地域づくりを推進します。

## ✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成27) 年	目標値 2026 (令和8) 年
地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化	0 館	12 館
自治会加入率	62.0%	72.0%
まちづくり協議会等による交流センターの運営 （指定管理の導入）	0 センター	3 センター

## ✿ 施策を実現するための基本事業

## 施策 1-3 協働のまちづくりの推進

施策を実現するための基本事業

## 1 協働のまちづくりの推進

あらゆる機会を通じて、「市民参画」、「協働」についての意識の高揚に努めるとともに、市民等、地域活動団体、市民活動団体及び市の役割を明らかにした「飯塚市協働のまちづくり推進条例」に基づき、共通の目的の下に対等な立場で相互に補完し合い、地域の課題解決を図ります。

また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、12地区まちづくり協議会の支援の強化に努めます。

## 2 自治会活動の支援

コミュニティの基盤となる自治会への加入促進に向けた取組を支援するとともに、先進的な取組についての情報提供等を行うなど、自治会活動を支援します。

## 3 地域コミュニティ活動の拠点づくりの推進

交流センターをより一層、地域コミュニティ活動の拠点施設として発展させるために、まちづくり協議会の充実による法人化を推進し、交流センターの指定管理導入に向けた取り組みを行っていきます。

さらに、核となるまちづくりリーダーの存在は、活動のきっかけや活性化の契機となることから、人材育成やネットワークの構築に努めます。



「筑穂庁舎ふれあい Cafe」

まちづくり協議会活動の様子  
「小学校6年生による農業体験」

## 情報共有の推進

## ✿ 現状と課題

近年、インターネットをはじめとしたICTはめざましい進歩を遂げており、市民の生活や行政サービスのあり方が大きく変わろうとしています。

市民ニーズの多様化により、伝えるべき情報量が年々増加する中、高速通信網の利用可能地域の拡大とともに、情報発信力の強化や地域社会で安心して暮らせるよう、健康管理、医療、防犯・防災などへの活用を図るなど、地域の活力を支える情報・通信体制の整備が求められています。

一方では、市民が不利益を被ることのないよう、個人情報等を適切に管理することがますます重要となっています。

まちづくり活動への参加を促進するためには、行政の持つ情報を市民に的確に提供するとともに、市民意見を積極的に取り入れていくことが必要です。

## ✿ 施策の方針

市民がまちづくりに参画できるよう情報の共有化の推進を図るとともに、収集した情報の適切な管理と効果的な情報発信に努めます。

## ✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（令和8）年
ホームページアクセス件数	4,300,022件	≫	6,900,000件
市民意見募集1事案当たりの提言の件数	6件	≫	12件

## ✿ 施策を実現するための基本事業

## 施策 1-4 情報共有の推進

施策を実現するための基本事業

## 1 地域情報化計画の推進

「飯塚市地域情報化計画」に基づき、情報化施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。

## 2 情報・通信基盤の充実

市内全域での高速通信網の早期整備を促進し、ネットワーク環境の整備とともに、ICTを効果的に利活用し、スマート自治体の推進を図ります。

さらに、マイナンバーカードを活用したオンライン申請など、インターネットにより各種手続きや公共施設の予約などができるシステムの活用や行政データのオープンデータ化を積極的に推進し、オープンデータの活用促進を図るなど市民の利便性向上に努めます。

## 3 広報の充実

広報紙、ホームページやSNS等を通して市民への情報提供の充実を図るとともに、新たな手法を研究し、様々な手法を活用した情報発信に努めます。また、飯塚が誇る地域資源や強みを市内外へ情報発信を行い、市の魅力を積極的にPRしていきます。

## 4 市民参画機会の充実

市民アンケート調査等により市民の声や地域の実情の把握に努めるとともに、市民と行政との情報のやりとりができる仕組みづくりを推進します。さらに、市民参画を進めるため、審議会等への参加を促進し、市民・団体等の意見を聴き取り、意見交換会の実施などに努め、政策形成に市民の意見を取り入れていきます。

## 5 適切な情報管理の推進

公文書管理など行政内部の適切な情報管理に努めるとともに、市民の視点に立った情報の公開・公表、個人情報の適切な管理に努めます。

